憲法尊重擁護義務の徹底と慎重な憲法改正議論を求める

意見書提出を求める請願

討論要旨　榊原利宏議員

本請願は、国に対し憲法第99条に定められた憲法尊重擁護義務を厳格に遵守すること、憲法改正の議論に当たっては、国民の理解と合意形成を最優先とすること、緊急事態条項の新設は行わないことを求める意見書を提出することという３点であります。

現行憲法に緊急事態条項はありません。世界各国の憲法にあるのに、我が国の憲法に設けられていないのは、欠陥ではないかとの意見がありますが、そうではありません。

戦争の惨禍を引き起こした戦前の政治を反省し、戦後はあえて盛り込まなかったのであります。戦前の大日本帝国憲法には、４つも緊急事態条項がありました。緊急勅令、戒厳の宣告、非常大権、財政上の緊急処分です。

いずれも緊急事態という口実の下、独裁の強化、確立を目指すものでしたが、最も悪用されたのが緊急勅令でした。一つの例が治安維持法です。治安維持法は天皇専制に反対する日本共産党などを弾圧するため1925年につくられました。1928年３月15日の共産党大弾圧の後、政府は、「国体ヲ変革スルコトヲ目的」として結社した者に対し、最高刑に死刑または無期を導入し、さらに「目的遂行ノ為ニスル行為」の処罰を新設し、共産党員でなくとも、同法で処罰できるよう改悪案を出したのです。

さすがにこれには帝国議会でも異論が噴出し、審議未了で廃案になりました。ところが、天皇制政府は、緊急勅令を使い、改悪を強行したのです。治安維持法改悪だけでなく、数々の勅令で戦争を推進する原動力となったのが緊急事態条項でした。

日本国憲法では、このような歴史を踏まえ、民主政治を徹底し、国民の権利を十分に守るために、あえて緊急事態条項が設けられていないのであります。それを復活させようとすることは、再び日本を戦争国家へと推し進めることにつながります。

戦後80年、日本は、緊急事態条項がなくとも大きな自然災害や原発事故にも個別法で対応してきました。国民の生命、財産を守るために、政府が特例で対応できるような権限強化ではなく、むしろ権限を自治体に下ろし、公務員の定数を増やすなど、自治体の対応力の強化こそ必要であります。

テロ対策で緊急事態条項が必要と言いますが、テロ攻撃の危険性で国家が動揺することこそテロの狙いです。憲法を停止させるのではなく、落ち着いて対応することこそ必要であります。

次に、憲法第54条にある参議院の緊急集会についてです。

衆議院解散時の国に緊急の必要があるときは、参議院緊急集会で暫定的な措置を取り、後に衆議院の同意を得ない場合は、その効力を失います。

この参議院緊急集会が行われたのは、戦後２回しかありません。1952年の衆議院抜き打ち解散の際の中央選挙管理委員会の指名、承認、もう一つは、1953年、吉田茂内閣の、いわゆるバカヤロー解散の際、４月、５月のつなぎ予算の審議、決定であります。この２件で十分対応できると実証されています。

巨大な災害や軍事攻撃で参議院も集められないことを強調して、内閣に権限を集中することは暴走を招くおそれがあり、行うべきではありません。

さて、最後に憲法第99条では、憲法擁護義務が国務大臣や国会議員など公務員に課せられ、同時に第96条に改正ルールがあります。第96条があるからと、公務員がおいそれと改憲に走ってよいわけではありません。憲法は、権力が戦争など悪いことをしないように権力を縛るものですから、公務員は憲法に従って仕事をし、擁護し、守らねばなりません。

では、改正のルールはいつ行使するのか。主権者たる国民が憲法に改正すべき内容があると広く国民の中で共有されたときであり、そうではない世論が二分される事柄を強引に決着つけるために、公務員から提起するということではありません。

したがって、今のように国民の中で改憲が盛り上がっていない中で、緊急事態条項などの創設は行うべきではありません。主権者国民の圧倒的多数が改憲を望むことになって、初めて第96条のルールに基づき、改正を進めることができます。

現在のように、国会内の勢力分布を盾に、大臣先頭に改憲を進めるというのであれば、そもそも憲法が権力を縛るものだという立憲主義を踏まえていないと言わざるを得ません。

以上、この請願は、再び日本が大日本帝国憲法の時代に逆戻りし、戦争するようなことではいけないとの気持ちが込められております。採択すべきものと訴えまして討論といたします。